

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和5年5月12日開会

熊本県南小国町

令和５年度南小国町農業委員会５月総会

開催日時 令和５年５月１２日（金）午後４時００分から４時５０分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員の指名（３番委員、４番委員）

日程

- １．報告第 ２号 農地法第１８条（通知）
- ２．議案第 ４号 基盤強化法改正法附則第５条（農用地利用集積計画の公告：一括方式）
- ３．議案第 ５号 基盤強化法改正法附則第５条（農用地利用集積計画の公告）
- ４．議案第 ６号 南小国町農地賃借料情報について

出席委員（９名）

１番	杉 安 申 歳 委員	２番	日 野 米 蔵 委員
３番	佐 藤 竹 良 委員	４番	藤 堂 伸 二 委員
５番	穴 井 堅 委員	６番	河 津 篤 委員
７番	下 城 孔志郎 委員	８番	甲 斐 義 隆 委員
９番	北 里 丈 夫 委員		

欠席委員（１名）

１０番 松 崎 久美子 委員

職務のため議場に出席した事務局職員（２名）

事務局 長 河 本 孝 博

事務局 田 北 雅 昭

○会長

おはようございます。

5月の農業委員会の定例総会をただ今から開催いたします。

本日は10番委員から欠席の連絡がありました。

本日の会議録署名を3番佐藤委員、4番藤堂委員にお願いいたします。

報告第2号 農地法第18条（通知）

それでは議案に沿って進行してまいります。

報告第2号 農地法第18条（通知）について事務局からご説明をお願いします。

○事務局長

資料の1ページをお願いいたします。

【報告第2号 農地法第18条（通知）について詳細に説明】

申請番号 05-1 （所在）満願寺〇〇〇〇〇〇〇〇。〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,107㎡。同じく〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇。（登記地目）畑。（現況地目）田。（面積）383㎡。同じく〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）532㎡。同じく〇〇〇〇〇〇。〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）2,019㎡。

以上、こちらの方、訂正をお願いいたします。現在、田3筆、畑1筆となっておりますが、先ほどの説明のとおり、現況地目で判断をいたします。今回より田4筆の4,041㎡。議案の訂正をお願いいたします。

申し訳ありません。

（渡人）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。（受人）南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。解約申入日・成立日・引渡日・通知日、共に令和5年3月31日。合意解約となっております。

続きまして、申請番号05-2 （所在）満願寺〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）2,477㎡。同じく〇〇〇〇〇〇。〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）900㎡。同じく〇〇〇〇〇〇。〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）462㎡。以上、田3筆の3,839㎡です。（渡人）南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。こちら訂正をお願いいたします。資料の4ページの最上段にございますとおり、〇〇〇〇氏の〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇氏となっておりますので、同様に1ページの〇〇〇〇氏の後に、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇氏をお願いいたします。訂正をお願いいたします。

（受人）同じく〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。解約申入日・成立日・引渡日・通知日、共に令和5年3月31日。合意解約となっております。

1ページをおめくりください。2ページです。

申請番号 05-3 （所在）満願寺〇〇〇〇〇〇〇。〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）3,389㎡。以上、田1筆の3,389㎡です。（渡人）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇。〇〇〇〇〇氏。（受人）南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇 〇氏。解約申入日・成立日・引渡日・通知日、共に令和4年12月10日。合意解約となっております。

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの農地法第 18 条の通知報告について、皆さん方何かご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声あり)

はい。それでは報告の了承をいただいたものとして処理をいたします。

議案第 4 号 基盤強化法等の一部を改正する法律

附則第 5 条 (農用地利用集積計画の公告)

続きまして、議案第 4 号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条 (農用地利用集積計画の公告) について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。資料の 3 ページをお開きください。

【議案第 4 号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条 (農用地利用集積計画の公告) について詳細に説明】

権利種別：貸借権設定です。

申請番号 05-2-1 (所在) は以下のとおりとなっております。

田 53 筆の 77,707 ㎡。畑 1 筆 208 ㎡。以上、計 54 筆の 77,915 ㎡です。(利用権) は賃貸借権です。(受人) 南小国町大字○○○○○○番地。○○○○○○○○○○。(利用目的) は水稻、その他。(借賃) は全筆で 459,940 円です。期間は令和 5 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日。新規となっております。

以下一部省略させていただきます。

①田 7 筆。畑 1 筆。(渡人) 同じく○○○○番地○。○○○○○氏。次のページをお願いいたします。②田 3 筆。(渡人) 同じく○○○○番地。○○○○氏 ○○○○○ ○○○○氏。③田 4 筆。(渡人) 同じく○○○○番地。○○○○○氏。④田 1 筆。(渡人) 同じく○○○○番地。○○ ○氏。⑤田 5 筆。(渡人) 同じく○○○○番地○。○○○○○氏。1 枚おめくりください。⑥田 1 筆。(渡人) 同じく○○○○番地。○○○○○氏。⑦田 1 筆。(渡人) 同じく○○○○番地。○○○○○氏。⑧田 3 筆。(渡人) 同じく○○○○番地。○○○○○氏。⑨田 1 筆。(渡人) 同じく○○○○番。○○○○○氏。次のページをお願いいたします。⑩田 6 筆。(渡人) 同じく○○○○番地○。○○○○○氏。⑪田 2 筆。(渡人) 同じく○○○○番地○。○○○○○氏。⑫田 2 筆。(渡人) 同じく○○○○番地。○○○○○氏。次のページをお願いいたします。⑬田 2 筆。(渡人) 同じく○○○○番地。○○○○○氏。⑭田 2 筆。(渡人) 同じく○○○○番地。○○○○○氏。⑮田 3 筆。(渡人) 同じく○○○○番地。○○○○○氏。⑯田 1 筆。(渡人) 同じく○○○○番地。○○○○○氏。一枚おめくりください。⑰田 2 筆。(渡人) 同じく○○○○番地○。○○○○○氏。⑱田 3 筆。(渡人) 同じく○○○○番地。○○○○○氏。⑲田 4 筆。(渡人) ○○○○○○○○○○○○○番地。○○○○○氏。

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの農用地利用集積計画について、皆さんからご意見ご質問等がご

ざいましたらお願いいたします。何かありませんか。

(4番委員、手をあげる)

はい。4番藤堂委員。

○4番委員

すみません。今の件で、賃借料の全筆で45万9,940円となっておりますけど、これ1から19まであって、全て同じ単価での借受ということなんですかね。

(事務局手をあげる)

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

はい。それでは事務局からお答えいたします。

ただ今の、〇〇〇〇の利用権設定における全筆でこの合計の金額となっていて、それぞれの金額はどうなっているのかという説明ですけど、一言で言えば全てバラバラです。ここはですね、どういう計算がされているのか私も全てを聞いているわけではないんですけど農地、それぞれの持ち主の方が持ってらっしゃる面積と、貸付ける面積といろいろあるんですけど、持ち主の方から貸付を受ける家当たりの合計金額を先にはじいて、そこから反当たりの計算を逆算して出して、そこで計算されているようですので全筆合計すると、逆算した単当たりの面積×全ての面積でこうなるんですけど、1件1件、または1筆1筆、全て金額は違う設定になっています。私が聞いている限りでは、1件1件ごとの合計金額を先に出して、そこから逆算をしているような様子で聞いております。

(4番委員手をあげる)

○会長

4番委員どうぞ。

○4番委員

この1件1件ごとの合計金額というと、どういう意味ですか。

○事務局

すみません。例えばですけど、①の方は〇〇〇〇〇さんですけど、〇〇〇〇〇さんが〇〇〇〇〇〇に貸し付ける農地が、所有している農地のうち何筆かあるんですけど、その合計が〇〇家、〇〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇〇に貸し付ける農地の合計金額が、ちょっとここは伏せますが、いくらという金額になって、そこから〇〇さんが持っている農地を見ると、反当たり計算して、10aあたりの金額に直して、1件1件の金額を全て積み上げると45万9,940円になるところですが、その金額がそれぞれバラバラと。

○4番委員

ということは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と、そこに貸し付けをするその地主さんというか、所有者の方との個別の交渉で全部決まってるってことですね。

○事務局

はい。簡単に言うとそういうことになります。今ここに申込書というかこのような利用権で設定しますといういわゆる申込書、申請書のようなものがあるんですけど、100円単位でバラバラに出てますね。ですので、合計するとこういう細かい金額になっているようです。千円単位、1万円単位ではなく、100円単位での設定がかなりあるようですので、この辺の計算は全て〇〇さんの中で行われているので、全ての根拠をこちらで聞いて把握しているわけではございません。

○会長

もう一ついいかな。私の方から今の件ですけども、1反あたりの賃借料というのは町の数字を参考にして出しているのかな。それが何故かということ、基盤整備しているところとしてないところがあるとたい。そこで賃借料が変わってくると思うとたいな。

○事務局

はい。再度お答えします。

今ここにとある方の農地、この方は4筆〇〇〇〇〇〇に貸し付けを行う様ですけど、その4筆の中でも反当たりの金額がかなりバラバラになっていますので、このあたりはそういった基盤整備も含めた利用上の条件といったものを考慮して、金額に差をつけているのではないかなと思われそうですけど、その一つ一つの理由をこちらで把握しているわけではないですね。法人さんの中で誰々さんのところは、この田んぼがいくらくらい。これがいくらくらいというお話しはおそらくかなり綿密に重ねられた結果ではないかなと思われそうです。

○会長

もしそういう情報が入ったらまた教えてください。また他のところでそういう計画がある場合がある。そのとき何か情報を流したらよかろうと思って。

○事務局

法人の設立支援ということで、今私が担当していますけど、農林課も〇〇〇〇〇〇に関わっていて、これからもおつきあいが続いていくと思いますので、もし次の他のところで法人化されるときは、この辺のことは参考にさせていただけるようにご相談をしておこうと思います。

以上です。

○会長

他に皆様からご質問がありませんか。

（ありません。の声あり）

はい。それでは採決に移ります。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございました。

全員賛成ですので、当委員会として決定したことを町へ通知いたします。

議案第5号 基盤強化法等の一部を改正する法律

附則第5条（農用地利用集積計画の公告）

続きまして、議案第5号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条（農用地利用集積計画の公告）について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。資料の9ページをお願いいたします。

【議案第5号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条 （農用地利用集積計画の公告）について詳細に説明】

ただ今、事務局から議案第5号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条（農用地利用集積計画の公告）について読み上げましたが、申請番号05-4について、該当する委員さんがおりますので先に審議を行いたいと思います。

○番委員、退席を願います。

（○番委員退席する。）

それでは説明をお願いします。

○事務局長

権利種別：貸借権設定です。申請番号 05-4 を先に申し上げます。

申請番号 05-4 （所在）〇〇〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）3,355 m²。同じく〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,345 m²。同じく〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,210 m²。同じく〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）720 m²。同じく〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）582 m²。以上、田 5 筆。7,212 m²です。（利用権）は賃貸借権です。（渡人）南小国町大字〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。（受人）同じく 5 1 1 番地。〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇。（利用目的）は水稻。（借賃）は 10 a 当たり 90kg。期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで。新規となっております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただいまの農用地利用集積計画について、皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

ないでしょうか。

（ありません。の声あり）

はい、それでは採決に移ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございました。

全員賛成ですので、当委員会として決定したことを町に通知いたします。

それでは○番委員、再入場をお願いいたします。

（○番委員着席する）

はい。それでは申請番号 3 番から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。引き続きご説明いたします。

申請番号 05-3 （所在）〇〇〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,505 m²。同じく〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）539 m²。同じく〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）2,500 m²。以上、田 3 筆の 4,544 m²です。（利用権）は賃貸借権。（渡人）南小国町大字〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。（受人）同じく〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。（利用目的）は水稻。（借賃）は全筆で 3 万円及び 150kg です。（期間）は令和 5 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日。再設定となっております。

1 枚おめくりください。10 ページです。

申請番号 05-5 （所在）〇〇〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）2,799 m²。同じく〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）2,526 m²。同じく〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）2,596 m²。以上、田 3 筆で 7,921 m²です。（利用権）は賃貸借権です。（渡人）南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇 〇氏。（受人）同じく〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（利用目的）は水稻。（借賃）は 10 a 当たり

60kgです。期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日。新規となっております。

続きまして、申請番号 05-6 （所在）〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）3,389 m²。以上、田1筆の3,389 m²です。（利用権）は賃貸借権です。

（渡人）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇。〇〇〇〇〇氏。（受人）南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（利用目的）は水稻。（借賃）は筆あたり180kgです。

期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日。新規となっております。

1枚おめくりください。11ページです。

申請番号 05-7 （所在）〇〇〇〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）3,110 m²。以上、田1筆の3,110 m²です。（利用権）は賃貸借権です。（渡人）〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇氏。（受人）南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（利用目的）はWCS。（借賃）は10aあたり60kgです。期間は令和5年6月1日から令和7年5月31日。新規となっております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの農用地利用集積計画について、何か皆さんからご意見ご質問等ありましたらお願いします。

（5番委員手をあげる）

はい。5番穴井委員。

○5番委員

05-3ですけどもいわゆる賃借料の方がですね、3万円及び150kgというふうになっております。ここは全筆でしょうけども、一般的に考えますと、非常に高いわけでございますけども、何か理由か何かありますか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

事務局からお答えいたします。

今ご質問のありましたとおり、全筆合計で年間3万円と米150kgということですが、特にここに関する特段の事情等というのはお聞きしておりません。今日、丁度この後の議案で、昨年令和4年1年間の、賃借料情報を整理したものもございますけど、なかなか借賃というのはばらつきが生じている現状であります。南小国町の借賃については標準的なところを定めたいという気持ちもありつつ、どうしても相対の契約ですので、両者間での話し合いに全て任せている状況であります。ただ今ご質問のありましたこの05-3の案件につきましても、特段の事情というのはお聞きしておりません。両者間で決められた借賃となっております。

以上です。

○5番委員

わかりました。

○会長

はい。よろしいですか。他に皆さんからご質問等がありましたら。

質問等はございませんか。

（ありません。の声あり）

はい。それでは採決に移ります。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

それでは全員賛成ですので、当委員会として決定したことを町に通知いたします。

議案第 6 号 南小国町農地賃借料情報

続きまして、議案第 6 号 南小国町農地賃借料情報について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。資料の 1 2 ページをお願いいたします。

【議案第 6 号 南小国町農地賃借料情報について詳細に説明】

記 1. 南小国町農地賃借料情報 別紙のとおり。

1 枚おめくりください。

南小国町農地賃借料情報 令和 4 年 1 月から令和 4 年 1 2 月までに、締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(1 0 a 当たり)は、以下のとおりとなっております。

令和 5 年 5 月 1 2 日 南小国町農業委員会

平均額 1 2, 7 0 0 円。最高額 4 9, 0 0 0 円。最低額 4, 6 0 0 円。データ数といましては 3 7 件です。

データ数は集計に用いた筆数でございます。賃借料を物納支給水稻としている場合におきましては、6 0 k g 当たり 1 1, 0 0 0 円に換算しております。金額は算出結果を四捨五入し、1 0 0 円単位としております。

以上です。

○事務局

すみません。少しだけ補足を入れさせていただきます。

今読んでいただいた、1 2 ページ、1 3 ページの議案ですけれど、今日、机の上に同じものをお配りしております。議案に完全にホッチキスで綴じ込んでしまったので、お持ち帰り用に 1 2 ページ、1 3 ページの賃借料情報をお配りすると共に、今回のデータの根拠になった 3 7 筆の様子を一覧でお配りしております。

今日お配りしている 1 2 ページ、1 3 ページの賃借料情報はお持ち帰りいただきますが、この内訳になった 3 7 件の賃借の様子、こちらは後ほど回収をさせていただきますのでご協力お願いいたします。

以上補足します。

○会長

賃借料情報について何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(7 番委員手をあげる)

はい。7 番下城委員。

○7 番委員

この詳細な一覧表を見ると 6 月 14 日が最後になっているけれども、その後は何も申請はなかったということかな。

○事務局

はい、それではお答えいたします。

この期間がですね 1 月から 1 2 月でとっているんですけど、6 月申請のものが最後でした。その後は全て年を明けてからでしたので、1 月から 1 2 月でとるとこれが最後となっております。

○会長

補足ですけど、1月から12月でとったときの賃貸借なので、確か去年ですね9月頃に使用貸借、賃料0の分が出ていましたけど、それは賃料が発生しないので、使用貸借は省いているので、賃貸借でとるところまでということになっております。

他にありませんか。

(ありません。の声あり)

はい。それでは採決に移ります。

ただ今の賃借料情報について賛成の方は挙手をお願いいたします

(全員挙手)

はいありがとうございました。

この件については町へ報告をいたします。

以上で5月の定例総会を終了いたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和5年 5月12日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 3番委員

署 名 委 員 4番委員

会 議 録 調 整 者 田 北 雅 昭
本 誌 表 紙 共 枚